

# 国立国語研究所公印及び電子署名規程

平成21年10月 1日  
国語研規程第31号  
改正 平成22年 3月29日  
改正 令和 8年 1月14日

## (趣旨)

第1条 国立国語研究所で使用する公印については、人間文化研究機構公印及び電子署名規程（以下「機構規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (公印の作成、改刻及び廃止)

第2条 公印を作成、改刻又は廃止しようとする場合は、所長の決裁を受けなければならない。

## (公印の種類及び寸法)

第3条 公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。

## (公印管守責任者及び公印管守担当者)

第4条 機構規程第9条第1項の公印管守責任者は、管理部総務課長とする。

2 機構規程第10条第2項の公印管守担当者は、管理部総務課総務・企画係長とする。

## (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理部長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成22年3月29日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和8年1月14日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

別表（第3条関係）

公印の種類	寸法 (ミリメートル平方)
国立国語研究所印	30
国立国語研究所長印	30
国立国語研究所運営会議議長印	23
国立国語研究所管理部長印	23
国立国語研究所課長印	20
国立国語研究所センター長印	20
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長印〔認印〕	25

## 公印使用簿